

（下線は変更部分を示す。）

旧	新
第 1 章 総則 （目的及び適用範囲） 第 1 条 この規則は、道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号。以下「法」といいます。）第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が徴収する高速道路（高速道路株式会社法（平成 1 6 年法律第 9 9 号）第 2 条第 2 項に規定する高速道路をいいます。以下同じです。）の料金（当社が管理する高速道路と法に定める他の会社又は地方道路公社その他の有料施設の管理者（以下「他の会社等」といいます。）が管理する高速道路若しくは有料道路又は有料施設の相互の通行又は利用で料金を通算又は合算して計算する場合は、当該通算又は合算した料金とします。）の支払い並びに料金の徴収施設及びその付近における車両の通行の方法並びに供用約款（法第 6 条第 1 項に規定する供用約款をいいます。以下同じです。）の実施その他料金の収受に必要な事項を定めるものです。 2 この規則は、高速道路を通行し、若しくは利用する車両（道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 2 条第 5 項に規定する車両をいいます。以下同じです。）の運転者（以下「運転者」といいます。）又は通行し、若しくは利用する者（運転者を除きます。）（以下「利用者」と総称します。）の利便の確保と料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。 3 利用者は、高速道路の通行、又は利用にあたり、この規則に定める事項を承認し、かつ、これに同意したものとします。 4 当社は、法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、高速道路を通行し、又は利用する車両の使用者（車両の権原を有し、車両の運行を支配し、管理するものをいいます。ただし、運転者を除きます。以下「使用者」といいます。）に対し、料金（第 1 8 条第 1 項に定める未納金、第 1 9 条第 2 項に定める督促手数料、同条第 3 項に定める延滞金、第 2 5 条の 2 に定める後日支払い料金及び法第 2 6 条に定める割増金（以下「割増金」といいます。）も含みます。）の支払いを求めることができます。ただし、当該使用者に対する請求により運転者は支払い義務を免れるものではありません。	第 1 章 総則 （目的及び適用範囲） 第 1 条 この規則は、道路整備特別措置法（昭和 3 1 年法律第 7 号。以下「法」といいます。）第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が徴収する高速道路（高速道路株式会社法（平成 1 6 年法律第 9 9 号）第 2 条第 2 項に規定する高速道路をいいます。以下同じです。）の料金（当社が管理する高速道路及び法に定める他の会社、地方道路公社その他の有料施設の管理者（以下「他の会社等」といいます。）が管理する高速道路、有料道路又は有料施設の相互の通行又は利用で料金を通算又は合算して計算する場合は、当該通算又は合算した料金とします。）の支払い、料金の徴収施設及びその付近における車両の通行の方法、供用約款（法第 6 条第 1 項に規定する供用約款をいいます。以下同じです。）の実施その他料金の収受に必要な事項を定めるものです。 2 この規則は、高速道路を通行し、若しくは利用する車両（道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 2 条第 5 項に規定する車両をいいます。以下同じです。）の運転者（以下「運転者」といいます。）又は通行し、若しくは利用する者（運転者を除きます。）（以下「利用者」と総称します。）の利便の確保及び料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。 3 利用者は、高速道路の通行、又は利用にあたり、この規則に定める事項を承認し、かつ、これに同意したものとします。 4 当社は、法第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、高速道路を通行し、又は利用する車両の使用者（車両の権原を有し、車両の運行を支配し、管理する者をいいます。ただし、運転者を除きます。以下「使用者」といいます。）に対し、料金（第 1 8 条第 1 項に定める未納金、第 1 9 条第 2 項に定める督促手数料、同条第 3 項に定める延滞金、第 2 5 条の 2 第 3 項に定める後日支払い料金及び法第 2 6 条に定める割増金（以下「割増金」といいます。）も含みます。）の支払いを求めることができます。ただし、当該使用者に対する請求により運転者は支払い義務を免れるものではありません。
（定義） 第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び供用約款において定めるものによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによります。 一 インターチェンジ等 当社又は他の会社等が高速道路等に進入又は高速道路から退出することを認めた連結施設をいいます。 二 スマートインターチェンジ 供用約款に規定するスマートインターチェンジをいいます。 三 ETC 専用のインターチェンジ 道路整備特別措置法施行規則（昭和 3 1 年建設省令第 1 8 号。以下「施行規則」といいます。）第 1 3 条第 2 項第三号に規定する ETC 通行車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジ（スマートインターチェンジは除きます。）をいいます。 四 通行券 進入したインターチェンジ等を証するため、当社又は他の会社等が交付する入口通行券、入口証明券、出口指定券をいいます。 五 料金所ゲート 通行券の交付、料金の徴収、通行券の検札を行うために車線に設置された施設をいいます。 六 料金所事務室 料金所ゲートの事務を整理、統括する事務室をいいます。	（定義） 第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び供用約款において定めるものによるほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによります。 一 高速道路等 高速道路及び高速道路と接続する他の会社等が管理する有料道路その他の有料の車両通行施設をいいます。 二 インターチェンジ等 当社又は他の会社等が高速道路等に進入又は高速道路から退出することを認めた高速道路に連結する施設をいいます。 三 ETC システム 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 1 1 年建設省令第 3 8 号。以下「省令」といいます。）に基づく有料道路自動料金収受システムをいいます。 四 ETC 専用のインターチェンジ等 道路整備特別措置法施行規則（昭和 3 1 年建設省令第 1 8 号。以下「施行規則」といいます。）第 1 3 条第 2 項第三号に規定する ETC 通行車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジ等（スマートインターチェンジは除きます。）をいいます。 五 通行券 進入したインターチェンジ等を証するため、当社又は他の会社等が交付する入口通行券、入口証明券及び出口指定券をいいます。 六 料金徴収施設 通行券の交付、料金の徴収又は通行券の検札を行うために車線に設置された施設をいいます。 七 料金所事務室 料金徴収施設の事務を整理、統括する事務室をいいます。

七 料金所 料金所ゲートと料金所事務室の総称をいいます。

八 高速道路等 高速道路及び高速道路と接続する他の会社等が管理する有料道路その他の有料の車両通行施設をいいます。

九 料金収受 当社の係員（当社の委託に基づき、高速道路の業務に従事する者を含みます。以下同じです。）が料金所で通行券の交付、通行券の検札及び現金その他の支払方法による利用者からの高速道路等の料金の徴収を行う事務（施行規則第 13 条第 2 項第二号に規定する料金収受機等（以下「料金収受機等」といいます。）による場合も含みます。）をいいます。

十 入口料金所 利用する高速道路等又は高速道路等の区間の始点側に設置して、通行券を交付する料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十一 出口料金所 利用する高速道路等又は高速道路等の区間の終点側に設置して、料金の徴収を行う料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十二 検札料金所 通行券の検札を行う料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十三 ETC 専用料金所 供用約款に規定する ETC 専用入口及び ETC 専用出口（以下それぞれ「ETC 専用入口」、「ETC 専用出口」といいます。）において高速道路へ進入又は高速道路から退出するにあたり通行する料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十四 サポート車線 ETC 専用料金所に設置されている施設であって、施行規則第 13 条第 2 項第三号に規定する ETC 専用施設（以下「ETC 専用施設」といいます。）のうち「ETC／サポート」の表示がある施設及び同項第六号に規定する開鎖施設のうち「サポート」の表示がある施設をいいます。

十五 ETC 専用車線 ETC 専用施設のうち「ETC」又は「ETC 専用」の表示がある施設をいいます。

十六 料金精算機 料金収受機等のうち料金の収受を行うものをいいます。

十七 入口発券方式 入口料金所で通行券を交付し、当該通行券の情報に基づき、出口料金所で料金を支払う料金収受の方式をいいます。

十八 単純支払方式 高速道路の一定の区間に設定した料金を一の料金所で支払う料金収受の方式をいいます。

十九 一括支払方式 当社が管理する高速道路とこれと接続する他の会社等が管理する高速道路等の料金の支払いを一の入口発券方式の出口料金所で一括して行う料金収受の方式をいいます。

二十 合併支払方式 当社が管理する高速道路とこれと接続する他の会社等が管理する高速道路の料金の支払い又は料金の支払いと通行券の交付を当該接続地点等に設ける料金所において一括して行う料金収受の方式をいいます。

二十一 車種区分証明書 車両の料金車種区分を証するため、当社又は他の会社等が交付する証明書をいいます。

二十二 通行証 当社が指定する料金所にて料金を徴収したことを証するため、交付するものをいいます。

八 料金所 料金徴収施設及び料金所事務室の総称をいいます。

九 料金収受 当社の係員（当社の委託に基づき、高速道路の業務に従事する者を含みます。以下同じです。）が料金徴収施設で通行券の交付、通行券の検札及び現金その他の支払方法による利用者からの高速道路等の料金の徴収を行う事務（施行規則第 13 条第 2 項第二号に規定する料金収受機等（以下「料金収受機等」といいます。）による場合も含みます。）をいいます。

十 入口料金徴収施設 料金徴収施設のうち、利用する高速道路等又は高速道路等の区間の始点側に、通行券を交付する施設（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十一 出口料金徴収施設 料金徴収施設のうち、利用する高速道路等又は高速道路等の区間の終点側に、料金の徴収を行う施設（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十二 検札料金徴収施設 料金徴収施設のうち、通行券の検札を行う施設（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十三 ETC 専用料金徴収施設 料金徴収施設のうち、ETC 専用のインターチェンジ等に設置している料金の徴収を行う施設（供用約款に規定する ETC 専用入口及び ETC 専用出口（以下それぞれ「ETC 専用入口」、「ETC 専用出口」といいます。）において高速道路へ進入又は高速道路から退出するにあたり通行する料金所（本線にある料金所を含みます。）をいいます。

十四 サポート車線 ETC 専用料金徴収施設のうち、車線表示板に「サポート」の表示がある車線（施行規則第 13 条第 2 項第二号に規定する一般専用機械式施設又は同項第四号に規定する特定措置専用施設）又は「ETC／サポート」の表示がある車線（同項第六号に規定する ETC・一般共通機械式施設又は同項第七号に規定する ETC・特定措置共通施設）をいいます。

十五 ETC 専用車線 料金徴収施設のうち車線表示板に「ETC」又は「ETC 専用」の表示がある車線（施行規則第 13 条第 2 項第三号に規定する ETC 専用施設）をいいます。

十六 料金精算機 料金収受機等のうち料金の収受を行うものをいいます。

十七 入口発券方式 入口料金徴収施設で通行券を交付し、当該通行券の情報に基づき、出口料金徴収施設で料金を支払う料金収受の方式をいいます。

十八 単純支払方式 高速道路の一定の区間に設定した料金を一の料金徴収施設で支払う料金収受の方式をいいます。

十九 一括支払方式 当社が管理する高速道路及びこれと接続する他の会社等が管理する高速道路等の料金の支払いを一の入口発券方式の出口料金徴収施設で一括して行う料金収受の方式をいいます。

二十 合併支払方式 当社が管理する高速道路とこれと接続する他の会社等が管理する高速道路の料金の支払い又は料金の支払いと通行券の交付を当該接続地点等に設ける料金徴収施設において一括して行う料金収受の方式をいいます。

二十一 車種区分証明書 車両の料金車種区分を証するため、当社又は他の会社等が交付する証明書をいいます。二十二 ETC マーク 当社が定める「ETC」の文字が表示されたマークをいいます。

二十三 ETC カード 当社が契約した ETC カード発行者又は当社及び当社と提携する会社等が発行する券面に ETC マークの表示がある ETC カードをいいます。

二十四 通行証 当社が指定する料金徴収施設にて料金を徴収したことを証するため、交付するものをいいます。

第 3 条～第 6 条（略）

（料金車種区分の判別）

第7条 当社の係員は、必要に応じ、利用者に通行車両の規格、車両登録番号その他料金収受に必要な事項を質問することがあります。 2 当社の係員は、必要に応じ、利用者に車両検査証等車両の規格の確認に必要な証書の提示又は乗車装置若しくは積載装置等の確認を求めることがあります。 3 当社は、<u>料金所</u>における円滑な支払いに資するため、利用者の求めに応じて、利用者に使用する車両の車種区分証明書を交付します。 4 利用者は、料金の支払いの都度、前項に基づき交付を受けた車種区分証明書を車両のダッシュボードの上など当社の係員が外部から見やすい位置に掲出しなければなりません。 5 車種区分証明書の有効期間が満了した場合、及び車種区分証明書の記載事項が変更された場合は、当該車種区分証明書は無効となります。引き続き車種区分証明書が必要な場合、利用者は、当社に無効となった車種区分証明書を返却して、車種区分証明書の更新又は新たな車種区分証明書の交付を受けなくてはなりません。	
第2章 <u>料金所ゲートの通行の方法等</u> 第1節 通則 (<u>料金所ゲートの通行に際しての安全義務</u>) 第8条 運転者は、<u>料金所ゲート</u>を通行するときは、次の各号に定める事項を守らなければなりません。 一 当社が進入を指定した車線毎に一例に並び、他の通行車両と並進しないこと 二 前車の追い抜きや割り込みをしないこと 三 当社の係員の緊急の指示等によって安全に<u>停車</u>できる速度を超過しないこと 四 前車と十分な車間距離を保持すること 五 開閉棒が作動している場合は、当該開閉棒に衝突しないように通行すること	
(E T Cシステムによる<u>通行の方法</u>) 第9条 <u>有料道路自動料金収受システム</u>を使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）（以下本条において「<u>省令</u>」といいます。）に基づく<u>有料道路自動料金収受システム</u>（以下「E T Cシステム」といいます。）を利用する運転者は、料金の徴収施設及びその付近において、法第24条第4項の規定により当社が公衆の閲覧に供した通行方法（以下「通行方法」といいます。）及び省令に基づくE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」といいます。）の定めにより通行しなければなりません。 2 E T Cシステムを利用する運転者は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を守らなければなりません。 一 運転を中断している間を除き、高速道路への進入から退出までの間、同一のE T Cカード（当社が契約したE T Cカード発行者又は当社及び当社と提携する他の会社等が発行する券面に当社が別に定めるE T Cマーク（以下「E T Cマーク」といいます。）の表示があるE T Cカード（以下「E T Cカード」といいます。）を同一の車載器（省令第4条第1項第1号の車載器をいいます。）に挿入し、E T Cシステムが利用可能な状態を保つこと 二 <u>料金所</u>以外の箇所において「E T C」の表示があるE T C通信施設の設置箇所付近を通行する際は、標識その他の方法による表示に従い、かつ、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行わないこと 3 当社は、料金所以外の箇所において「E T C」の表示があるE T C通信施設との通信を要する区間を通行したE T Cシステムの利用者に対し、当該区間の通行記録の全部又は一部がE T Cシステムにないときは、第33条に定めるものを除き、利用可能な経路のうち、最も高額となる料金を適用します。	

第7条 当社の係員は、必要に応じ、利用者に通行車両の規格、車両登録番号その他料金収受に必要な事項を質問することがあります。 2 当社の係員は、必要に応じ、利用者に車両検査証等車両の規格の確認に必要な証書の提示又は乗車装置、<u>積載装置</u>等の確認を求めることがあります。 3 当社は、<u>料金徴収施設</u>における円滑な支払いに資するため、利用者の求めに応じて、利用者に使用する車両の車種区分証明書を交付します。 4 利用者は、料金の支払いの都度、前項に基づき交付を受けた車種区分証明書を車両のダッシュボードの上など当社の係員が外部から見やすい位置に掲出しなければなりません。 5 車種区分証明書の有効期間が満了した場合、及び車種区分証明書の記載事項が変更された場合は、当該車種区分証明書は無効となります。引き続き車種区分証明書が必要な場合、利用者は、当社に無効となった車種区分証明書を返却して、車種区分証明書の更新又は新たな車種区分証明書の交付を受けなくてはなりません。	
第2章 <u>料金徴収施設での支払等</u> 第1節 通則 (<u>料金徴収施設の通行に際しての安全義務</u>) 第8条 運転者は、<u>料金徴収施設及びその付近</u>を通行するときは、次の各号に定める事項を守らなければなりません。 一 当社が進入を指定した車線毎に一例に並び、他の通行車両と並進しないこと 二 前車の追い抜きや割り込みをしないこと 三 当社の係員の緊急の指示等によって安全に<u>停止</u>できる速度を超過しないこと 四 前車と十分な車間距離を保持すること 五 開閉棒が作動している場合は、当該開閉棒に衝突しないように通行すること	
(E T Cシステムによる<u>利用の方法</u>) 第9条 <u>E T Cシステム</u>を利用する運転者は、料金の徴収施設及びその付近において、法第24条第4項の規定により当社が公衆の閲覧に供した通行方法（以下「通行方法」といいます。）に<u>従い通行し</u>、及び省令に基づくE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」といいます。）の定め<u>に従い利用</u>しなければなりません。 2 E T Cシステムを利用する運転者は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を守らなければなりません。 一 運転を中断している間を除き、高速道路への進入から退出までの間、同一のE T Cカード（当社が契約したE T Cカード発行者又は当社及び当社と提携する他の会社等が発行する券面に当社が別に定めるE T Cマーク（以下「E T Cマーク」といいます。）の表示があるE T Cカード（以下「E T Cカード」といいます。）を同一の車載器（省令第4条第1項第1号の車載器をいいます。）に挿入し、E T Cシステムが利用可能な状態を保つこと 二 <u>料金徴収施設</u>以外の箇所において「E T C」の表示があるE T C通信施設の設置箇所付近を通行する際は、標識その他の方法による表示に従い、かつ、同一車線内での並走及び追い抜き並びに路肩走行を行わないこと 3 当社は、<u>料金徴収施設</u>以外の箇所において「E T C」の表示があるE T C通信施設との通信を要する区間を通行したE T Cシステムの利用者に対し、当該区間の通行記録の全部又は一部がE T Cシステムにないときは、第33条に定めるものを除き、利用可能な経路のうち、最も高額となる料金を適用します。	

(E T Cシステムを利用しない者の<u>通行の方法</u>) 第10条 E T Cシステムを利用しない運転者は、料金の徴収施設及びその付近において、通行方法のほか、<u>第3項、第4項及び本章第2節から第4節までに定めるところにより通行しなければなりません。</u> 2 <u>第2節から第4節までの定めにおける用語の意義は、第2条に定めるもののほか、通行方法に定めるところによります。</u> 3 E T Cシステムを利用しない運転者が、誤ってE T C専用インターチェンジへ進入した場合は、E T C専用料金所において、サポータ車線に進入するものとし、<u>開閉棒が設置されている場合は開閉棒の開閉にかかわらず開閉棒の手前で、未設置の場合は料金収受機等の手前で停車し、係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第8条第1項に規定するその他会社が定める車両の運転者がE T C専用料金所を通行する場合も同様とします。</u> 4 E T Cシステムを利用しない運転者が、前項及び通行方法の規定にかかわらず、誤ってE T C専用車線に進入した場合又は誤ってスマートインターチェンジに進入した場合は、<u>開閉棒が設置されている場合は開閉棒の開閉にかかわらず開閉棒の手前で、未設置の場合は料金収受機等の手前で停車の上、係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第7条第1項に規定するその他会社が定める車両の運転者がスマートインターチェンジを通行する場合も同様とします。</u>	(E T Cシステムを利用しない者の<u>利用の方法</u>) 第10条 E T Cシステムを利用しない運転者は、<u>料金徴収施設のうち、車線表示板に「一般」の表示がある車線(施行規則第13条第2項第一号に規定する一般専用有人施設又は同項第二号に規定する一般専用機械式施設)</u>又は「E T Cノ一般」表示がある車線 (同項第五号に規定するE T C・一般共通有人施設又は同項第六号に規定するE T C・一般共通機械式施設) において、通行方法に従い通行し、本章第2節から第4節までに定めるところにより料金を支払わなければならない。 2 <u>第2節から第4節までの定めにおける用語の意義は、第2条に定めるもののほか、通行方法に定めるところによります。</u> 2 E T Cシステムを利用しない運転者は、誤ってE T C専用車線又はスマートインターチェンジの<u>料金徴収施設に進入した場合、開閉棒の手前で停止して当社の係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第8条第1項に規定するその他会社が定める車両の運転者がE T C専用料金所を通行する場合も同様とします。</u> 3 E T Cシステムを利用しない運転者は、<u>前項及び通行方法の規定にかかわらず、誤ってE T C専用のインターチェンジ等から進入又は退出しようとした場合は、サポータ車線に進入するものとし、開閉棒が設置されている場合は開閉棒の手前で、開閉棒が設置されていない場合は料金収受機等の横で停止して、係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第7条第1項に規定するその他会社が定める車両の運転者がスマートインターチェンジを通行する場合も同様とします。</u>
(<u>通行の制限</u>) 第11条 インターチェンジ等を<u>通行</u>できる車両が制限されている場合は、制限された車両は当該インターチェンジを<u>通行</u>することはできません。 2 インターチェンジ等を<u>通行</u>できる時間帯を制限している場合は、<u>通行できる時間帯以外は、当該インターチェンジ等を通行することができません。</u>	(<u>利用の制限</u>) 第11条 インターチェンジ等を<u>利用</u>できる車両が制限されている場合は、制限された車両は当該インターチェンジ等を<u>利用</u>することはできません。 2 インターチェンジ等を<u>利用</u>できる時間帯が制限されている場合は、<u>制限された時間帯は、当該インターチェンジ等を利用することができません。</u>
第2節 入口発券方式の高速道路の料金所における<u>通行の方法</u> (入口料金<u>徴収施設</u>における通行券の受け取り) 第12条 入口発券方式の高速道路の入口料金所を通行するときは、利用者は、<u>料金所ゲートにおいて、当社が交付する通行券を受け取らなくてはなりません。</u> 2 前項において、当社が何らかの事情により通行券を交付できない場合は、利用者は当社の係員の指示に従うものとします。 3 利用者の申し出により退出を予定しているインターチェンジ等を確認して出口指定券を交付し、又は退出を予定しているインターチェンジ等までの料金を収受して入口証明券を交付する入口<u>料金所</u>においては、利用者は、当社の係員に対し所定の申し出を行い、又は当社の係員に料金の支払いを行った上で当社が交付する通行券を受け取らなくてはなりません。 4 通行券は、交付を受けた車両による当該交付を受けた通行1回に限り有効です。 5 利用者は、交付された通行券を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、書き込みをし、又は磁気近づける等の行為を行ってはいけません。 6 利用者は、供用約款第4条の規定に基づき、通行の間、出口料金<u>徴収施設</u>において回収されるまで通行券を所持しなければなりません。 7 利用者は、通行券を他人に譲渡、貸与等してはいけません。	第2節 入口発券方式の高速道路における<u>料金の支払い</u> (入口料金<u>徴収施設</u>における通行券の受け取り) 第12条 入口発券方式の高速道路に<u>進入</u>するときは、利用者は<u>入口料金徴収施設</u>において、当社が交付する通行券を受け取らなくてはなりません。 2 前項において、当社が何らかの事情により通行券を交付できない場合は、利用者は当社の係員の指示に従うものとします。 3 利用者の申し出により退出を予定しているインターチェンジ等を確認して出口指定券を交付し、又は退出を予定しているインターチェンジ等までの料金を収受して入口証明券を交付する入口料金<u>徴収施設</u>においては、利用者は、当社の係員に対し所定の申し出を行い、又は当社の係員に料金の支払いを行った上で当社が交付する通行券を受け取らなくてはなりません。 4 通行券は、交付を受けた車両による当該交付を受けた通行1回に限り有効です。 5 利用者は、交付された通行券を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、書き込みをし、又は磁気近づける等の行為を行ってはいけません。 6 利用者は、供用約款第4条の規定に基づき、通行の間、出口料金<u>徴収施設</u>において回収されるまで通行券を所持しなければなりません。 7 利用者は、通行券を他人に譲渡、貸与等しては<u>なりません。</u>

8 利用者は、当社の係員から通行券の提示又は提出の請求があった場合は、いつでもその請求に従わなければならない。 9 利用者は、所持する通行券が効力を失い、又は不要となった場合は、当該通行券を当社の係員に返却しなければなりません。	8 利用者は、当社の係員から通行券の提示又は提出の請求があった場合は、いつでもその請求に従わなければならない。 9 利用者は、所持する通行券が効力を失い、又は不要となった場合は、当該通行券を当社の係員に返却しなければなりません。
(出口料金徴収施設における通行券の提出等) 第13条 入口発券方式の高速道路の出口料金所を通行するときは、利用者は、料金所ゲートにおいて、前条第1項の定めに基づき入口料金徴収施設で交付を受けた通行券を当社の係員に提出（料金精算機が設置されている料金所ゲートにおいて、通行券を料金精算機の所定の挿入口へ挿入する場合も含みます。以下本条において同じです。）し、当該車両に適用する料金を支払わなければならない。 2 当社は、前項において、利用者が次の各号に該当する行為を行った場合、当該車両に適用される料金車種区分において、当該出口料金所から最も高額な料金となるインターチェンジ等から進入したのとして料金を請求します。 一 通行券を当社の係員に提出しないとき 二 前条第5項に定める行為をしたため、記載事項が不明となった通行券を当社の係員に提出したとき 3 やむを得ない事情で通行券を当社の係員に提出できない利用者又は記載事項が不明となった通行券を当社の係員に提出した利用者が進入したインターチェンジ等を確認できる書面の提示等を行い、当社が通行した区間を認定できる場合は、前項にかかわらず、当該インターチェンジ等から進入したものとみなした料金を適用します。 4 通行券の紛失等により、第2項に定める料金を支払った利用者が、後日、当該通行券を発見した場合は、当該通行券と当該支払いに係る領収書又は利用証明書を最寄りの料金所に提出して、既に支払った料金と当該通行される料金の差額から所定の手数料を差し引いた金額の返還を請求することができます。ただし、料金を支払った日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求することはできません。	(出口料金徴収施設における料金の支払い) 第13条 入口発券方式の高速道路から退出するときは、利用者は出口料金徴収施設において、前条第1項の規定に基づき入口料金徴収施設で交付を受けた通行券を当社の係員に提出（料金精算機が設置されている出口料金徴収施設において、通行券を料金精算機の所定の挿入口へ挿入する場合も含みます。以下本条において同じです。）し、当該車両に適用される料金を支払わなければならない。 2 当社は、前項において、利用者が次の各号に該当する行為を行った場合、当該車両に適用される料金車種区分において、当該出口料金徴収施設から最も高額な料金となるインターチェンジ等から進入したのとして料金を請求します。 一 通行券を当社の係員に提出しないとき 二 前条第5項に定める行為をしたため、記載事項が不明となった通行券を当社の係員に提出したとき 3 やむを得ない事情で通行券を当社の係員に提出できない利用者又は記載事項が不明となった通行券を当社の係員に提出した利用者が進入したインターチェンジ等を確認できる書面の提示等を行い、当社が通行した区間を認定できる場合は、前項にかかわらず、当該インターチェンジ等から進入したものとみなした料金を適用します。 4 通行券の紛失等により、第2項に定める料金を支払った利用者が、後日、当該通行券を発見した場合は、当該通行券及び当該支払いに係る領収書又は利用証明書を最寄りの料金所事務室に提出して、既に支払った料金と当該通行に適用される料金の差額から所定の手数料を差し引いた金額の返還を請求することができます。ただし、料金を支払った日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求することはできません。
第3節 単純支払方式の高速道路の料金所における通行の方法 (料金所における料金の支払い) 第14条 単純支払方式の高速道路の料金所を通行するときは、利用者は、料金所ゲートにおいて、当該高速道路の料金を支払わなければならない。 2 前項に定める、当該高速道路の料金を支払った際に、当社から通行証の交付を受けた場合の通行証の受け取り、提示等については、第12条第1項、第2項、第4項から第8項まで及び第13条の規定を準用します。その場合、これらの規定中の「入口発券方式」を「単純支払方式」に、「通行券」を「通行証」に、「提出」を「提示」に、第12条第6項中の「回収されるまで」を「提示するまで」に読み替えるものとします。また、当社から通行証の交付を受け高速道路の料金所を通行するときは、利用者は、通行証の記載事項に従い通行しなければならない。	第3節 単純支払方式の高速道路における料金の支払い (料金徴収施設における料金の支払い) 第14条 単純支払方式の高速道路を利用するときは、利用者は一の、料金徴収施設において、当該高速道路の料金を支払わなければならない。 2 前項に定める、当該高速道路の料金を支払った際に、当社から通行証の交付を受けた場合の通行証の受け取り、提示等については、第12条第1項、第2項、第4項から第8項まで及び第13条の規定を準用します。その場合、これらの規定中の「入口発券方式」を「単純支払方式」に、「通行券」を「通行証」に、「提出」を「提示」に、第12条第6項中の「回収されるまで」を「提示するまで」に読み替えるものとします。また、当社から通行証の交付を受け高速道路の料金徴収施設を通行するときは、利用者は、通行証の記載事項に従い通行しなければならない。
第4節 検札料金所における通行の方法 (通行券の提出等) 第15条 検札料金所を通行するときは、利用者は、料金所ゲートにおいて、入口料金所で交付を受けた通行券を当社の係員に提出し、当社の係員が記載事項の確認を行った後に再度受領しなければならない。 2 前項において、利用者が次の各号に該当する行為を行った場合は、当社は、当該車両に適用される料金車種区分において、当該検札料金所から最も高額な料金となるインターチェンジ等から進入したのとして、第二号の場合においては当該通行券を回収するとともに、新たに通行券を交付します。 一 利用者が、通行券を当社の係員に提出しないとき	第4節 検札料金徴収施設における確認 (通行券の提出等) 第15条 検札料金徴収施設において、利用者は、入口料金徴収施設で交付を受けた通行券を当社の係員に提出し、当社の係員が記載事項の確認を行った後に再度受領しなければならない。 2 前項において、利用者が次の各号に該当する行為を行った場合、当社は、当該車両に適用される料金車種区分に、当該検札料金徴収施設から最も高額な料金となるインターチェンジ等から進入したのとして、第二号の場合においては当該通行券を回収するとともに、新たに通行券を交付します。 一 利用者が、通行券を当社の係員に提出しないとき

二 利用者が第12条第5項に定める行為をしたため、記載事項が不明となった通行券を当社の係員に提出したとき 3 やむを得ない事情で通行券を当社の係員に提出できない利用者又は記載事項が不明となった通行券を当社の係員に提出した利用者が進入したインターチェンジ等を確認できる書面の提示等を行い、当社が通行した区間を認定できる場合は、前項にかかわらず、当該インターチェンジ等から進入したものとみなして新たに通行券を交付します。 4 通行券の紛失等により、前項に定める新たな通行券の交付を受けて出口料金徴収施設において前項に定めるインターチェンジ等から出口料金徴収施設までの料金を支払った利用者が、後日、当該通行券を発見した場合の取扱いは、第13条第4項の規定を準用します。	二 利用者が第12条第5項に定める行為をしたため、記載事項が不明となった通行券を当社の係員に提出したとき 3 やむを得ない事情で通行券を当社の係員に提出できない利用者又は記載事項が不明となった通行券を当社の係員に提出した利用者が進入したインターチェンジ等を確認できる書面の提示等を行い、当社が通行した区間を認定できる場合は、前項にかかわらず、当該インターチェンジ等から進入したものとみなして新たに通行券を交付します。 4 通行券の紛失等により、前項に定める新たな通行券の交付を受けて出口料金徴収施設において前項に定めるインターチェンジ等から出口料金徴収施設までの料金を支払った利用者が、後日、当該通行券を発見した場合の取扱いは、第13条第4項の規定を準用します。
第16条（略）	第16条（略）
(料金所事務室等での取扱い)	
第17条 第9条から前条までの取扱いにおいて、当社の係員が料金徴収施設で行うことが適当でないと認めた取扱いは、当社の係員の指示により料金所事務室等で行います。 2 当社の係員が料金徴収施設から他の場所に車両を移動するよう指示した場合は、当該指示により車両を移動しなければなりません。	
第6節 未納の取扱い (未納の取扱い)	
第18条 利用者は、スマートインターチェンジ以外の料金徴収施設において料金の全部又は一部を支払うことができない場合（第25条の2第2項の定めにより後日支払う場合を除きます。以下「未納」といいます。）は、所定の書面に氏名、自宅の住所及び電話番号その他の連絡先、運転免許証番号、車両登録番号等を記入し、当社が指定した納入期限（以下「未納納入期限」といいます。）及び納入方法による支払いを確約して、後日、未納となった料金（以下「未納金」といいます。）の支払いを行うことができます。 2 利用者は、前項の取扱いにおいて、当社の係員が所定の書面の記載事項を確認するため請求した場合は、車検証、運転免許証等の証明書類の提示又は提出をし、<u>また</u>、未納となった事情に関する質問に答えなければなりません。 3 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、当該利用者を使用する者に当該通行に係る未納金の支払いを求めることがあります。ただし、当該請求により利用者は支払い義務を免れるものではありません。 4 利用者が一括支払方式又は合併支払方式の高速道路等の料金徴収施設において料金の一部の<u>みを支払った</u>場合は、当該通行にかかる進入したインターチェンジ等側の高速道路等の料金から順に支払われたものとして、不足額を未納金として取扱うものとします。	
(支払いの督促)	
第19条 未納納入期限までに未納金の全部又は一部の支払いがない場合は、当社は、利用者（使用者及び前条第3項に該当する場合は当該利用者を使用する者を含みます。以下本条において同じです。）に督促状による督促を行います。 2 前項の督促を行った場合は、利用者は、当該督促に係る手数料（以下「督促手数料」といいます。）を支払わなければなりません。	

3	第 1 項の督促時に当社が指定した納入期限（以下「督促納入期限」といいます。）までに支払いがない場合は、利用者は、当該未納金（割増金を徴収する場合は、当該割増金を含みます。）に対する延滞金（以下、「延滞金」といいます。）を支払わなければなりません。	第 1 項の督促時に当社が指定した納入期限（以下「督促納入期限」といいます。）までに支払いがない場合は、利用者は、当該未納金（割増金を徴収する場合は、当該割増金を含みます。）に対する延滞金（以下「延滞金」といいます。）を支払わなければなりません。
	4 督促手数料は、督促に係る郵送代とします。	4 督促手数料は、督促に係る郵送代とします。
	5 延滞金は、督促納入期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 1 0 . 7 5 %の割合（閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日あたりの割合とします。次項においても同じです。）で計算した額とします。	5 延滞金は、督促納入期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 1 0 . 7 5 %の割合（閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日あたりの割合とします。次項においても同じです。）で計算した額とします。
	6 前項の定めにかかわらず、利用者が、当社が指定する払込取扱票等（以下「払込取扱票等」といいます。）により未納金を支払う場合の延滞金は、督促納入期限の翌日から支払いの日の前日までのうち当社が指定する日までの日数について、年 1 0 . 7 5 %の割合で当社が計算した額とし、当社は、当該延滞金を払込取扱票等に記載するものとし、	6 前項の定めにかかわらず、利用者が、当社が指定する払込取扱票等（以下「払込取扱票等」といいます。）により未納金を支払う場合の延滞金は、督促納入期限の翌日から支払いの日の前日までのうち当社が指定する日までの日数について、年 1 0 . 7 5 %の割合で当社が計算した額とし、当社は、当該延滞金を払込取扱票等に記載するものとし、
	7 一括支払方式又は合併支払方式の高速道路等の料金所における第 1 項の取扱い、前条第 1 項の取扱いを行った料金徴収施設を所管する当社又は他の会社等が行います。	7 一括支払方式又は合併支払方式の高速道路等の料金徴収施設における第 1 項の取扱いは、前条第 1 項の取扱いを行った料金徴収施設を所管する当社又は他の会社等が行います。
第 3 章 支払方法 (支払手段)	8 利用者が督促手数料及び延滞金の一部を支払った場合は、督促手数料、延滞金、割増金、未納金の順に支払われたものとして取扱うものとします。	8 利用者が未納金、割増金、督促手数料及び延滞金の一部を支払った場合は、督促手数料、延滞金、割増金、未納金の順に支払われたものとして取扱うものとし、
	第 2 0 条 料金所における高速道路等の料金の支払いは、次条から第 2 5 条の 2 までに定めるもののほかは、現金によるものとします。ただし、当社が特に定めた場合は、当該定めによるものとします。	第 2 0 条 料金徴収施設における高速道路等の料金の支払いは、次条から第 2 5 条の 2 までに定めるもののほかは、現金によるものとします。ただし、当社が特に定めた場合は、当該定めによるものとします。
	(クレジットカード)	(クレジットカード)
	第 2 1 条 当社が料金所ゲートにクレジットカードのブランドマークを掲出した料金所においては、券面に当該ブランドマークの表示があるクレジットカードにより高速道路等の料金を支払うことができます。	第 2 1 条 当社がクレジットカードのブランドマークを掲出した料金徴収施設においては、券面に当該ブランドマークの表示があるクレジットカードにより高速道路等の料金を支払うことができます。
	2 料金所におけるクレジットカードの取扱方法は、この規則に定めるもののほか、当該クレジットカードの発行者（以下本条において「クレジットカード会社」といいます。）が定める会員規約等によるものとします。	2 料金徴収施設におけるクレジットカードの取扱方法は、この規則に定めるもののほか、当該クレジットカードの発行者（以下本条において「クレジットカード会社」といいます。）が定める会員規約等によるものとします。
4	クレジットカードによる料金の支払いの方法は、クレジットカード会社が定めるところによる 1 回払いの取扱いとします。ただし、クレジットカード会社が、当該カード会社に申し出てこれと異なる支払い方法による取扱いができる旨の定めをしている場合は、当該取扱いによることができます。	3 クレジットカードによる料金の支払いの方法は、クレジットカード会社が定めるところによる 1 回払いの取扱いとします。ただし、クレジットカード会社が、当該カード会社に申し出てこれと異なる支払い方法による取扱いができる旨の定めをしている場合は、当該取扱いによることができます。
	4 クレジットカードによる取扱いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両 1 台に限り行います。	4 クレジットカードによる取扱いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両 1 台に限り行います。
	5 料金所におけるクレジットカードによる取扱いは、原則としてサインを不要とします。	5 料金徴収施設におけるクレジットカードによる取扱いは、原則としてサインを不要とします。
	6 クレジットカードによる料金の支払いは、料金全額についてのみの取扱いとし、現金、回数券、他のクレジットカードその他の支払手段との併用はできません。また、割増金、未納金、督促手数料、延滞金及び第 2 5 条の 2 第 3 項に定める後日支払い料金についてはクレジットカードによる支払いはできません。	6 クレジットカードによる料金の支払いは、料金全額についてのみの取扱いとし、現金、回数券、他のクレジットカードその他の支払手段との併用はできません。また、割増金、未納金、督促手数料、延滞金及び第 2 5 条の 2 第 3 項に定める後日支払い料金についてはクレジットカードによる支払いはできません。
	7 当社は、次の各号に該当する場合は、クレジットカードによる料金支払の取扱いを停止し、利用者に他の支払手段による支払いを求めることができます。	7 当社は、次の各号に該当する場合は、クレジットカードによる料金支払の取扱いを停止し、利用者に他の支払手段による支払いを求めることができます。
5	当該クレジットカードの使用を、クレジットカード会社により停止されている場合	一 当該クレジットカードの使用を、クレジットカード会社により停止されている場合
	当該クレジットカードが有効期間を経過している場合	二 当該クレジットカードが有効期間を経過している場合
	当該クレジットカードの名義人と異なる者が使用し、又は使用しようとした場合	三 当該クレジットカードの名義人と異なる者が使用し、又は使用しようとした場合
	当該クレジットカードの情報が料金所に設置された機械で読み取れない場合	四 当該クレジットカードの情報が料金徴収施設に設置された機械で読み取れない場合
	料金所に設置された機械の故障その他料金収受上の特別な事情が生じた場合	五 料金徴収施設に設置された機械の故障その他料金収受上の特別な事情が生じた場合
6	クレジットカード会社が、当社に料金の全部又は一部を入金しない場合又はそのおそれがある場合	六 クレジットカード会社が、当社に料金の全部又は一部を入金しない場合又はそのおそれがある場合

8 当社は、前項第一号から第四号まで及び第六号に該当するクレジットカードをクレジットカード会社の依頼により回収する場合があります。	8 当社は、前項第一号から第四号まで及び第六号に該当するクレジットカードをクレジットカード会社の依頼により回収する場合があります。
9 第7項各号に該当した場合、クレジットカードの使用により受けられる料金割引等のサービスを受けることはできません。ただし、当社が特に定めた場合は、当該定めによるものとします。	9 第7項各号に該当した場合、クレジットカードの使用により受けられる料金割引等のサービスを受けることはできません。ただし、当社が特に定めた場合は、当該定めによるものとします。
(E T Cカード) 第22条	(E T Cカード) 第22条
当社が料金所ゲートに「E T C」マークを掲出した料金所においては、E T Cカードにより高速道路等の料金を支払うことができます。	第22条 第9条によりE T Cシステムを利用する場合における料金徴収施設での高速道路等の料金の支払いは、通行車両の車載器に確実に挿入され、かつ、無線の交信により料金の徴収のために必要な情報を適正に記録できる状態にあるE T Cカードに限るものとします。
2 料金所における当社が契約したE T Cカード発行者が発行するE T Cカードの取扱方法は、この規則及びE T Cシステム利用規程に定めるもののほか、当該E T Cカード発行者の定める会員規約等によるものとします。	2 当社が料金所ゲートに「E T C」マークを掲出した料金徴収施設においては、E T Cカードにより高速道路等の料金を支払うことができます。
3 前項のE T Cカードによる支払方法等については、前条第3項から第9項までの規定を適用します。その場合、「クレジットカード」を「E T Cカード」に読み替えるものとします。	3 料金徴収施設における当社が契約したE T Cカード発行者が発行するE T Cカードの取扱方法は、この規則及びE T Cシステム利用規程に定めるもののほか、当該E T Cカード発行者の定める会員規約等によるものとします。
4 当社及び当社と提携する他の会社等が発行するE T Cカードによる取扱及び高速道路等の料金の支払方法等は、この規則及びE T Cシステム利用規程に定めるもののほか、当社及び当社と提携する他の会社等が別に定める利用約款等によりります。	4 前項のE T Cカードによる支払方法等については、前条第3項から第9項までの規定を適用します。その場合、「クレジットカード」を「E T Cカード」に読み替えるものとします。
(回数券)	(回数券)
第23条 回数券毎に当社が別に定める利用約款（以下「回数券約款」といいます。）に基づく道路又は区間において、当該回数券により高速道路等の料金を支払うことができます。	第23条 回数券毎に当社が別に定める利用約款（以下「回数券約款」といいます。）に基づく道路又は区間において、当該回数券により高速道路等の料金を支払うことができます。
2 料金所における回数券による高速道路等の料金の支払いについては、回数券約款により取扱います。	2 料金徴収施設における回数券による高速道路等の料金の支払いについては、回数券約款により取扱います。
(その他の支払方法)	(その他の支払方法)
第24条 当社は、利用可能な高速道路等、区間、車種及び期間等を指定して前売通行券を発行、販売する場合があります。前売通行券は、前売通行券毎に、当社が別に定める利用約款により取扱います。	第24条 当社は、利用可能な高速道路等、区間、車種、期間等を指定して前売通行券を発行、販売する場合があります。前売通行券は、前売通行券毎に、当社が別に定める利用約款により取扱います。
(スマートインターチェンジ)	(スマートインターチェンジにおける料金の支払い)
第25条 第20条、第21条、第23条及び前条の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおける高速道路等の料金の支払いは、スマートインターチェンジ通行時に通行車両の車載器に確実に挿入され、かつ、無線の交信により料金の徴収のために必要な情報を適正に記録できる状態にあるE T Cカードに限るものとします。	第25条 第20条、第21条、第23条及び前条の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおける出入口料金徴収施設での高速道路等の料金の支払いは、スマートインターチェンジ通行時に通行車両の車載器に確実に挿入され、かつ、無線の交信により料金の徴収のために必要な情報を適正に記録できる状態にあるE T Cカードに限るものとします。
(E T C専用料金所)	(E T C専用のインターチェンジ等における料金の支払い)
第25条の2 第20条、第21条、第23条及び第24条の規定にかかわらず、E T C専用料金所における高速道路等の料金の支払いは、E T C専用料金所通行時に通行車両の車載器に確実に挿入され、かつ、無線の交信により料金の徴収のために必要な情報を適正に記録できる状態にあるE T Cカードに限るものとします。	第25条の2 第20条、第21条、第23条及び第24条の規定にかかわらず、E T C専用のインターチェンジ等における料金徴収施設での高速道路等の料金の支払いは、E T C専用料金所通行時に通行車両の車載器に確実に挿入され、かつ、無線の交信により料金の徴収のために必要な情報を適正に記録できる状態にあるE T Cカードに限るものとします。
2 E T Cシステムを利用しない利用者は、E T C専用のインターチェンジに進出した場合は、E T C専用料金所において、係員の指示に従い通行券を受け取り、又は高速道路等の料金を料金精算機により支払い、若しくは後日支払いする旨を確約するものとします。ただし、供用約款第8条第1項に定めるその他会社が定める車両の運転者であ	2 E T Cシステムを利用しない利用者は、誤ってE T C専用のインターチェンジ等から進入、又は退出しようとした場合は、サポート車線において、当社の係員の指示に従い通行券を受け取り、又は高速道路等の料金を料金精算機により支払い、若しくは後日支払いする旨を確約するものとします。ただし、供用約款第8条第1項に定めるその

る場合は、高速道路等の料金の取扱いについて係員の指示に従うものとします。		3 前項の定めにより高速道路等の料金を後日支払いする場合、<u>E T C専用料金所</u>において、後日支払いとなった料金（以下「後日支払い料金」といいます。）等の請求のために、当社の係員は、利用者の確認を行います。<u>なお</u>、確認に際しては運転免許証等利用者の住所、氏名がわかる身分証明書の提示及び撮影を求め、必要な事項を質問する場合があります。利用者は、当社の係員からの求めに応じるとともに、質問に答えなければなりません。 4 利用者は、当社の係員が行う後日支払いについての案内に従い、当社が指定した納入期限（以下「後日支払い納入期限」といいます。）までに、後日支払い料金の支払いを行うものとします。 5 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定に<u>基づき</u>、当該利用者を使用する者に当該通行に係る後日支払い料金の支払いを求めることがあります。ただし、当該請求により<u>運転者</u>は支払い義務を免れるものではありません。 6 後日支払い納入期限までに後日支払い料金の全部又は一部の支払いがない場合の取扱いは、第19条の規定を準用します。その場合、「前条第3項」を「第25条の2第5項」に、「未納入期限」を「後日支払い納入期限」に、「未納金」を「後日支払い料金」に、「督促状による」を「督促状その他の方法による」に、それぞれ読み替えるものとします。
第4章 領収書等の発行 (領収書等の発行) 第26条 当社は、<u>料金所</u>において、現金により高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対し、当該料金額の支払いを行ったことを証する領収書を発行します。 2 当社は、<u>料金所</u>において、クレジットカードにより高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対し、当該通行を証する利用証明書を発行します。 3 当社は、<u>料金所</u>において、E T Cカードにより高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対し、E T Cシステム利用規程に基づき、当該通行を証する利用証明書を発行します。ただし、スマートインターチェンジ及びE T C専用料金所（料金精算機により支払いをした場合を除きます。）においては、利用証明書を発行しません。 4 当社は、利用者が第18条及び第25条の2に定める納入方法のうち金融機関等への振込により未納金、後日支払い料金、割増金、割増金、督促手数料又は延滞金を支払った場合は、金融機関等から受領した支払いを証する書面又は電磁的記録をもって領収書に代えるものとします。 5 当社は、第3項に定めるもののほか、当社及び当社と提携する他の会社等が<u>別に</u>定めるE T C利用照会サービス利用規程に基づき、インターネットにより、利用証明書を発行します。 6 当社は、<u>料金所</u>において、回数券及び第24条に定める前売通行券により高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対しては、領収書及び利用証明書を発行しません。 7 領収書及び利用証明書は、いかなる場合であっても再発行しません。		第4章 領収書等の発行 (領収書等の発行) 第26条 当社は、料金<u>徴収施設</u>において、現金により高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対し、当該料金額の支払いを行ったことを証する領収書を発行します。 2 当社は、料金<u>徴収施設</u>において、クレジットカードにより高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対し、当該通行を証する利用証明書を発行します。 3 当社は、料金<u>徴収施設</u>において、<u>E T Cシステムによらず</u>、E T Cカードにより高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対し、E T Cシステム利用規程に基づき、当該通行を証する利用証明書を発行します。ただし、スマートインターチェンジ及びE T C専用<u>のインターチェンジ等</u>（料金精算機により支払いをした場合を除きます。）においては、利用証明書を発行しません。 4 当社は、利用者が第18条及び第25条の2に定める納入方法のうち金融機関等への振込により未納金、後日支払い料金、割増金、割増金、督促手数料又は延滞金を支払った場合は、金融機関等から受領した支払いを証する書面又は電磁的記録をもって領収書に代えるものとします。 5 当社は、第3項に定めるもののほか、当社及び当社と提携する他の会社等が<u>別に</u>定めるE T C利用照会サービス利用規程に基づき、インターネットにより、利用証明書を発行します。 6 当社は、料金<u>徴収施設</u>において、回数券及び第24条に定める前売通行券により高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対しては、領収書及び利用証明書を発行しません。 7 領収書及び利用証明書は、いかなる場合であっても再発行しません。
第5章 割引制度の適用 (割引制度の適用) 第27条 法第25条第1項の規定により当社が公告した高速道路の料金の割引制度の適用にあつては、当該公告及び次条から第32条までに定めるところにより取扱いします。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第32条までの定めにかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。 一 第9条及び第10条に定める<u>通行</u>の方法によらない場合 二 第33条に定める不正通行に該当する場合		第5章 割引制度の適用 (割引制度の適用) 第27条 法第25条第1項の規定により当社が公告した高速道路の料金の割引制度の適用にあつては、当該公告及び次条から第32条までに定めるところにより取扱いします。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第32条までの定めにかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。 一 第9条及び第10条に定める<u>利用</u>の方法によらない場合 二 第33条に定める不正通行に該当する場合

(回数券割引)	(回数券割引)	(回数券割引)
第 2 8 条 回数券割引の適用は、回数券毎に当社が別に定める利用約款等により取扱います。	第 2 8 条 回数券割引の適用は、回数券毎に当社が別に定める利用約款等により取扱います。	第 2 8 条 回数券割引の適用は、回数券毎に当社が別に定める利用約款等により取扱います。
(障害者割引)	(障害者割引)	(障害者割引)
第 2 9 条 障害者割引の適用は、当社が別に定める案内書により取扱います。	第 2 9 条 障害者割引の適用は、当社が別に定める案内書により取扱います。	第 2 9 条 障害者割引の適用は、当社が別に定める案内書により取扱います。
第 3 0 条 (略)	第 3 0 条 (略)	第 3 0 条 (略)
(大口・多頻度割引)	(大口・多頻度割引)	(大口・多頻度割引)
第 3 1 条 大口・多頻度割引の適用は、E T C コーポレートカード利用約款により取扱います。	第 3 1 条 大口・多頻度割引の適用は、E T C コーポレートカード利用約款により取扱います。	第 3 1 条 大口・多頻度割引の適用は、 <u>当社及び当社と提携する他の会社等が定める E T C コーポレートカード利用約款</u> により取扱います。
(マイレージ割引)	(マイレージ割引)	(マイレージ割引)
第 3 2 条 マイレージ割引の適用は、当社及び当社と提携する他の会社等が別に定める E T C マイレージサービス利用規約により取扱います。	第 3 2 条 マイレージ割引の適用は、当社及び当社と提携する他の会社等が別に定める E T C マイレージサービス利用規約により取扱います。	第 3 2 条 マイレージ割引の適用は、当社及び当社と提携する他の会社等が <u>別に</u> 定める E T C マイレージサービス利用規約により取扱います。
第 6 章 不正通行	第 6 章 不正通行	第 6 章 不正通行
(不正通行の定義とその取扱い)	(不正通行の定義とその取扱い)	(不正通行の定義とその取扱い)
第 3 3 条 利用者が料金の全部又は一部の支払いを免れることを目的として次の各号に該当する行為を行った場合は、料金を不法に免れた者として、割増金を徴収するほか刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）その他の法令に違反していると認められるときは、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 2 3 0 条の規定により告訴又は同法第 2 3 9 条第 1 項の規定により告発します。	第 3 3 条 利用者が料金の全部又は一部の支払いを免れることを目的として次の各号に該当する行為を行った場合は、料金を不法に免れた者として、割増金を徴収するほか刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）その他の法令に違反していると認められるときは、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 2 3 0 条の規定により告訴又は同法第 2 3 9 条第 1 項の規定により告発します。	第 3 3 条 利用者が料金の全部又は一部の支払いを免れることを目的として次の各号に該当する行為を行った場合は、料金を不法に免れた者として、割増金を徴収するほか刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）その他の法令に違反していると認められるときは、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 2 3 0 条の規定により告訴又は同法第 2 3 9 条第 1 項の規定により告発します。
一 料金所で料金の全部若しくは一部を支払わずに、又は第 2 5 条の 2 第 2 項及び第 3 項に定める後日支払いの継続を取らずに通行した場合（ただし、第 1 8 条の定めにより当社の係員が、後日、未納金として支払いを行うことを認めた場合は除きます。）	一 料金所で料金の全部若しくは一部を支払わずに、又は第 2 5 条の 2 第 2 項及び第 3 項に定める後日支払いの継続を取らずに通行した場合（ただし、第 1 8 条の定めにより当社の係員が、後日、未納金として支払いを行うことを認めた場合は除きます。）	一 料金 <u>徴収施設</u> で料金の全部若しくは一部を支払わずに、又は第 2 5 条の 2 第 2 項及び第 3 項に定める後日支払いの手続きを取らずに通行した場合（ただし、第 1 8 条の定めにより当社の係員が、後日、未納金として支払いを行うことを認めた場合は除きます。）
二 改ざん・偽造等された通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合	二 改ざん・偽造等された通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合	二 改ざん・偽造等された通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合
三 他の車両又は他の通行に対して交付された通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合	三 他の車両又は他の通行に対して交付された通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合	三 他の車両又は他の通行に対して交付された通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合
四 無効となった通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合	四 無効となった通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合	四 無効となった通行券、通行証又は車種区分証明書を当社の係員に提出、提示又は掲出した場合
五 改ざん・偽造等されたクレジットカード、E T C カード、又は回数券等（以下「カード等」といいます。）を使用し、又は使用しようとした場合	五 改ざん・偽造等されたクレジットカード、E T C カード、又は回数券等（以下「カード等」といいます。）を使用し、又は使用しようとした場合	五 改ざん・偽造等されたクレジットカード、E T C カード、又は回数券等（以下「カード等」といいます。）を使用し、又は使用しようとした場合
六 利用者が正当に使用する権限を有していないカード等を使用し、又は使用しようとした場合	六 利用者が正当に使用する権限を有していないカード等を使用し、又は使用しようとした場合	六 利用者が正当に使用する権限を有していないカード等を使用し、又は使用しようとした場合
七 第 7 条第 1 項及び第 2 項の定めに基づき当社の係員が質問し、又は確認を求めたとき、料金車種区分を当社の係員に誤認させる行為を行い、又は行おうとした場合	七 第 7 条第 1 項及び第 2 項の定めに基づき当社の係員が質問し、又は確認を求めたとき、料金車種区分を当社の係員に誤認させる行為を行い、又は行おうとした場合	七 第 7 条第 1 項及び第 2 項の定めに基づき当社の係員が質問し、又は確認を求めたとき、料金車種区分を当社の係員に誤認させる行為を行い、又は行おうとした場合
八 第 1 3 条第 3 項、第 1 4 条第 2 項及び第 1 5 条第 3 項の場合において、進入したインターチェンジ等を当社の係員に誤認させる行為を行い、又は行おうとした場合	八 第 1 3 条第 3 項、第 1 4 条第 2 項及び第 1 5 条第 3 項の場合において、進入したインターチェンジ等を当社の係員に誤認させる行為を行い、又は行おうとした場合	八 第 1 3 条第 3 項、第 1 4 条第 2 項及び第 1 5 条第 3 項の場合において、進入したインターチェンジ等を当社の係員に誤認させる行為を行い、又は行おうとした場合
九 第 1 9 条第 1 項及び第 2 5 条の 2 第 6 項による支払いの督促にもかかわらず、未納金、後日支払い料金、督促手数料及び延滞金の全部又は一部を支払わない場合	九 第 1 9 条第 1 項及び第 2 5 条の 2 第 6 項による支払いの督促にもかかわらず、未納金、後日支払い料金、督促手数料及び延滞金の全部又は一部を支払わない場合	九 第 1 9 条第 1 項及び第 2 5 条の 2 第 6 項による支払いの督促にもかかわらず、未納金、後日支払い料金、督促手数料及び延滞金の全部又は一部を支払わない場合
十 供用約款第 9 条の規定に基づき当社の係員が行った車両の誘導及び確認その他の職務上の指示に従わなかった場合	十 供用約款第 9 条の規定に基づき当社の係員が行った車両の誘導及び確認その他の職務上の指示に従わなかった場合	十 供用約款第 9 条の規定に基づき当社の係員が行った車両の誘導及び確認その他の職務上の指示に従わなかった場合
十一 料金車種区分、利用した区間、支払手段等を偽った場合	十一 料金車種区分、利用した区間、支払手段等を偽った場合	十一 料金車種区分、利用した区間、支払手段等を偽った場合

十二 利用者が料金の全部又は一部の支払いを免れることを目的として料金車種区分、利用した区間、支払手段等を申告しなかった場合	十二 利用者が料金の全部又は一部の支払いを免れることを目的として料金車種区分、利用した区間、支払手段等を申告しなかった場合
2 供用約款第5条第1項に定める不法に免れた額は、次の各号の定めるところにより算出します。	2 供用約款第5条第1項に定める不法に免れた額は、次の各号の定めるところにより算出します。
一 出口料金 <u>徴収施設</u> において、利用者が進入したインターチェンジ等を当社が認定することができない場合は、当該出口料金 <u>徴収施設</u> から最も高額となるインターチェンジ等から進入したものとした料金の額から当該出口料金 <u>徴収施設</u> において既に支払った金額を差し引いた額	一 出口料金 <u>徴収施設</u> において、利用者が進入したインターチェンジ等を当社が認定することができない場合は、当該出口料金 <u>徴収施設</u> から最も高額となるインターチェンジ等から進入したものとした料金の額から当該出口料金 <u>徴収施設</u> において既に支払った金額を差し引いた額
二 <u>出口料金徴収施設</u> において、利用者の車両の料金車種区分を確認することができない場合は、当該 <u>出口料金徴収施設</u> において確認できる範囲で最も高額となる料金車種区分での料金の額から当該料金 <u>徴収施設</u> において既に支払った金額を差し引いた額	二 <u>出口料金徴収施設</u> において、利用者の車両の料金車種区分を確認することができない場合は、当該 <u>出口料金徴収施設</u> において確認できる範囲で最も高額となる料金車種区分での料金の額から当該料金 <u>徴収施設</u> において既に支払った金額を差し引いた額
三 前項第五号及び第六号の場合は、使用し、又は使用しようとしたときの料金の額と使用し、又は使用しようとしたカード等の券面又は当社の機械等で確認できる過去の高速道路等の通行において不法に免れた料金の額の合算額	三 前項第五号及び第六号の場合は、使用し、又は使用しようとしたときの料金の額と使用し、又は使用しようとしたカード等の券面又は当社の機械等で確認できる過去の高速道路等の通行において不法に免れた料金の額の合算額
第7章 特別な通行をした場合の料金	第7章 特別な通行をした場合の料金
第1節 通行止めに伴う乗継調整等	第1節 通行止めに伴う乗継調整等
(入口発券方式の高速道路における乗継の取扱い)	(入口発券方式の高速道路における乗継の取扱い)
第34条 利用者が、入口発券方式の高速道路において、事故、異常気象、工事等による高速道路の通行止めにより、高速道路上に設置した道路情報板その他の方法により当社が指定したインターチェンジ等から退出したとき、当該通行止めがなければ退出前の通行券を使用して通行できる高速道路等（この章において「連続区間」といいます。）に乗り継ぐ場合には所定の料金調整（以下「乗継調整」といいます。）を行います。	第34条 利用者が、入口発券方式の高速道路において、事故、異常気象、工事等による高速道路の通行止めにより、高速道路上に設置した道路情報板その他の方法により当社が指定したインターチェンジ等から退出した場合、当該通行止めがなければ退出前の通行券を使用して通行できる高速道路等（この章において「連続区間」といいます。）に乗り継ぐ場合には所定の料金調整（以下「乗継調整」といいます。）を行います。
(乗継証明書の発行)	(乗継証明書の発行)
第35条 入口発券方式の高速道路において、通行止めにより当社が指定をしたインターチェンジ等から退出し、連続区間に乗り継ぐとする利用者が当該インターチェンジ等の出口料金 <u>徴収施設</u> において当社の係員にその旨を申し出たときは、高速道路通行止め乗継証明書（以下「乗継証明書」といいます。）を交付します。	第35条 入口発券方式の高速道路において、通行止めにより当社が指定をしたインターチェンジ等から退出し、連続区間に乗り継ぐとする利用者が当該インターチェンジ等の出口料金 <u>徴収施設</u> において当社の係員にその旨を申し出たときは、高速道路通行止め乗継証明書（以下「乗継証明書」といいます。）を交付します。
2 利用者は、乗継証明書を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、又は書き込み等を行ってはいけません。	2 利用者は、乗継証明書を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、又は書き込み等を行ってはいけません。
3 利用者は、対価の有無にかかわらず乗継証明書を譲渡してはいけません。	3 利用者は、対価の有無にかかわらず乗継証明書を譲渡しては <u>なりません</u> 。
4 利用者は、所要の料金調整を受けるためには、この規則及び乗継証明書に記載された事項を守らなければなりません。	4 利用者は、所要の料金調整を受けるためには、この規則及び乗継証明書に記載された事項を守らなければなりません。
5 乗継証明書は、いかなる場合であっても再交付はしません。	5 乗継証明書は、いかなる場合であっても再交付はしません。
6 第1項の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおいては、乗継証明書を発行しません。	6 第1項の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおいては、乗継証明書を発行しません。
(乗継証明書の提出)	(乗継証明書の提出)
第36条 乗継調整を受けようとする利用者は、連続区間に乗り継ぎ後、最初に料金を支払う出口料金 <u>所</u> において、当社の係員に通行券とともに乗継証明書を提出しなければなりません。ただし、当該出口料金 <u>所</u> に料金精算機が設置されている場合は、利用者は、当社の係員の指示に従って、料金の支払いに先立ち、乗継証明書及び通行券を所定の挿入口に乗継証明書、通行券の順に挿入しなければなりません。	第36条 乗継調整を受けようとする利用者は、連続区間に乗り継ぎ後、最初に料金を支払う出口料金 <u>徴収施設</u> において、当社の係員に通行券とともに乗継証明書を提出しなければなりません。ただし、当該出口料金 <u>徴収施設</u> に料金精算機が設置されている場合は、利用者は、当社の係員の指示に従って、料金の支払いに先立ち、乗継証明書及び通行券を所定の挿入口に乗継証明書、通行券の順に挿入しなければなりません。
2 前項の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおいては、乗継証明書を利用した乗継調整を受けることはできません。	2 前項の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおいては、乗継証明書を利用した乗継調整を受けることはできません。
第37条～第38条（略）	第37条～第38条（略）

(乗継券の発行)	第 3 9 条 単純支払方式の高速道路において、通行止めにより当社が指定したインターチェンジ等から退出し、同一区間に乗り継ぐとする利用者が退出する直前の料金徴収施設において当社の係員にその旨を申し出たときは、所定の乗継券（以下「乗継券」といいます。）を交付し、又はそれに代わる措置を実施します。	第 3 9 条 単純支払方式の高速道路において、通行止めにより当社が指定したインターチェンジ等から退出し、同一区間に乗り継ぐとする利用者が退出する直前の料金徴収施設において当社の係員にその旨を申し出たときは、所定の乗継券（以下「乗継券」といいます。）を交付し、又はそれに代わる措置を実施します。
	2 利用者は、乗継券を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、又は書き込み等を行ってはいけません。	2 利用者は、乗継券を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、又は書き込み等等的の行為を行ってはなりません。
(乗継券の提出)	3 利用者は、対価の有無にかかわらず乗継券を譲渡してはいけません。	3 利用者は、対価の有無にかかわらず乗継券を譲渡してはなりません。
	4 利用者は、乗継措置を受けるためには、この規則及び乗継券に記載された事項を守らなければなりません。	4 利用者は、乗継措置を受けるためには、この規則及び乗継券に記載された事項を守らなければなりません。
(乗継券の範囲)	5 乗継券は、いかなる場合であっても再交付はしません。	5 乗継券は、いかなる場合であっても再交付はしません。
	6 第 1 項の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおいては、乗継券を発行しません。	6 第 1 項の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおいては、乗継券を発行しません。
(乗継措置の範囲)	第 4 0 条 乗継措置を受けようとする利用者が、前条の定めにより乗継券を交付された利用者は、同一区間に乗り継ぎ後、最初に料金を支払う料金所において、当社の係員に乗継券を提出しなければなりません。ただし、当該料金所に料金精算機が設置されている場合は、利用者は、当社の係員の指示に従って、乗継券を提出しなければなりません。	第 4 0 条 乗継措置を受けようとする利用者と、前条の定めにより乗継券を交付された利用者は、同一区間に乗り継ぎ後、最初に料金を支払う料金徴収施設において、当社の係員に乗継券を提出しなければなりません。ただし、当該料金徴収施設に料金精算機が設置されている場合は、利用者は、当社の係員の指示に従って、乗継券を提出しなければなりません。
	2 前項の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおいては、乗継券を利用した乗継調整を受けることはできません。	2 前項の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおいては、乗継券を利用した乗継調整を受けることはできません。
第 4 2 条～第 4 6 条（略）	第 4 1 条 乗継措置は、乗継券の交付を受けた車両が、同一区間を順方向に乗り継いだ場合、乗継券の交付 1 回につき 1 回に限り適用します。ただし、当社が同一区間の通行について、反対方向の通行を認めた場合は、当該反対方向の通行においても、乗継措置を行います。	第 4 1 条 乗継措置は、乗継券の交付を受けた車両が、同一区間を順方向に乗り継いだ場合、乗継券の交付 1 回につき 1 回に限り適用します。ただし、当社が同一区間の通行について、反対方向の通行を認めた場合は、当該反対方向の通行においても、乗継措置を行います。
	2 単純支払方式の高速道路において、第 3 9 条に定める乗継券の交付若しくはそれに代わる措置を開始する以前に当該乗継券を交付若しくはそれに代わる措置を実施する料金所を通過したため、乗継券の交付若しくはそれに代わる措置の案内を受けられなかった利用者、又は第 3 9 条の定めにより当社が乗継券の交付に代わる措置を案内した利用者にあっては、通行止めにより当社が指定したインターチェンジ等から退出し、同一区間に乗り継いだ直後の料金所において、乗継措置に必要な事項を確認できた場合は、乗継券の提出があったものとして乗継措置を適用します。	2 単純支払方式の高速道路において、第 3 9 条に定める乗継券の交付若しくはそれに代わる措置を開始する以前に当該乗継券を交付若しくはそれに代わる措置を実施する料金徴収施設を通過したため、乗継券の交付若しくはそれに代わる措置の案内を受けられなかった利用者、又は第 3 9 条の定めにより当社が乗継券の交付に代わる措置を案内した利用者にあっては、通行止めにより当社が指定したインターチェンジ等から退出し、同一区間に乗り継いだ直後の料金の料金徴収施設において、乗継措置に必要な事項を確認できた場合は、乗継券の提出があったものとして乗継措置を適用します。
第 4 8 条（略）	第 4 節 インターチェンジ等間で転回した車両（入口発券方式の高速道路） （当社の指示によるインターチェンジ等での転回）	第 4 節 インターチェンジ等間で転回した車両（入口発券方式の高速道路） （当社の指示によるインターチェンジ等での転回）
	第 4 7 条 入口発券方式の高速道路において、通行止めその他の理由で当社の指示により本線上で転回する場合に出口料金所で支払う料金は、進入インターチェンジ等から、退出するインターチェンジ等までの料金とします。	第 4 7 条 入口発券方式の高速道路において、通行止めその他の理由で当社の指示により本線上で転回する場合に出口料金徴収施設で支払う料金は、進入インターチェンジ等から、退出するインターチェンジ等までの料金とします。
第 5 節 インターチェンジ等の内側での転回 （インターチェンジ等の内側での転回）		第 5 節 インターチェンジ等の内側での転回 （インターチェンジ等の内側での転回）

第49条 入口発券方式の高速道路において、出口料金所を通過することなくインターチェンジ等の内側で転回し、再度本線に進入した場合の料金は、転回したインターチェンジ等で退出し、再度当該インターチェンジ等から進入したものとみなし、進入したインターチェンジ等から転回したインターチェンジ等までの料金と転回したインターチェンジ等から退出したインターチェンジ等までの料金の合算額とします。	第49条 入口発券方式の高速道路において、出口料金徴収施設を通過することなくインターチェンジ等の内側で転回し、再度本線に進入した場合の料金は、転回したインターチェンジ等で退出し、再度当該インターチェンジ等から進入したものとみなし、進入したインターチェンジ等から転回したインターチェンジ等までの料金と転回したインターチェンジ等から退出したインターチェンジ等までの料金の合算額とします。
(当社の指示等によるインターチェンジ等での転回) 第50条 前条の規定にかかわらず、通行止めその他の理由により当社が指定したインターチェンジ等から退出した場合において、利用者が進入したインターチェンジ等に引き返すことを希望し、当社の係員の指示によりインターチェンジ等の内側又は外側で転回することができるときは、最後に退出したインターチェンジ等の出口料金徴収施設で支払う料金は、進入したインターチェンジ等から最後に退出したインターチェンジ等までの料金とします。	(当社の指示等によるインターチェンジ等での転回) 第50条 前条の規定にかかわらず、通行止めその他の理由により当社が指定したインターチェンジ等から退出した場合において、利用者が進入したインターチェンジ等に引き返すことを希望し、当社の係員の指示によりインターチェンジ等の内側又は外側で転回することができるときは、最後に退出したインターチェンジ等の出口料金徴収施設で支払う料金は、進入したインターチェンジ等から最後に退出したインターチェンジ等までの料金とします。
第6節 インターチェンジ等での転回（単純支払方式の道路） (インターチェンジ等での転回) 第51条 単純支払方式の高速道路において、通行止めその他の理由により当社の指示により本線上で転回する場合は、当社は、退出するインターチェンジ等を指定した上で、利用者に特別転回証明書を交付します。ただし、転回する車両に対して次項の処理を行う場合において他の車両と区別できるときは、交付しません。 2 利用者が指定されたインターチェンジ等から退出した（前項で特別転回証明書の交付を受けている場合は、当該証明書を提示又は提出した）場合において、当該利用者がすでに当該通行区間の料金を支払っているときは、払戻しを行います。なお、当該通行区間の料金を支払っていないときは、当該指定された料金所で料金を支払うこととなります。	第6節 インターチェンジ等での転回（単純支払方式の道路） (インターチェンジ等での転回) 第51条 単純支払方式の高速道路において、通行止めその他の理由により当社の指示により本線上で転回する場合は、当社は、退出するインターチェンジ等を指定した上で、利用者に特別転回証明書を交付します。ただし、転回する車両に対して次項の処理を行う場合において他の車両と区別できるときは、交付しません。 2 利用者が指定されたインターチェンジ等から退出した（前項で特別転回証明書の交付を受けている場合は、当該証明書を提示又は提出した）場合において、当該利用者がすでに当該通行区間の料金を支払っているときは、払戻しを行います。なお、当該通行区間の料金を支払っていないときは、当該指定された料金徴収施設で料金を支払うこととなります。
第52条（略） 第8章 補則 (当社の係員の指示) 第53条 料金所における供用約款第9条に規定する当社の係員の指示は、口頭、看板、信号灯、案内板、旗、料金収受機等の自動音声等を用いて行います。 2 当社の係員の指示に従わず、当社又は他の会社等に何らかの損害を発生させた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。 3 当社の係員の指示に従わず、利用者に何らかの損害及び不利益が発生した場合、当社はその責任を負いません。	第52条（略） 第8章 補則 (当社の係員の指示) 第53条 料金所における供用約款第9条に規定する当社の係員の指示は、口頭、看板、信号灯、案内板、旗、料金収受機等の自動音声等を用いて行います。 2 当社の係員の指示に従わず、当社又は他の会社等に何らかの損害を発生させた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。 3 当社の係員の指示に従わず、利用者に何らかの損害又は不利益が発生した場合、当社はその責任を負いません。
(利用者からの申し出) 第54条 利用者は、次の各号に該当する通行をしたときは、料金所ゲートにおいて、その旨を当社の係員に申し出なければなりません。 一 入口料金徴収施設又は単純支払方式の高速道路の料金徴収施設において、当社の事情により、E T Cシステムを利用して無線通信による通行ができなかった場合で、法第25条第1項の規定により当社が公告した高速道路の料金の割引制度の適用を受けようとするとき。ただし、第28条から第32条までに定める割引制度は除きます。 二 第45条に定めるインターチェンジ等の間で通行を中断し、又は開始したとき。 三 第46条第1項及び第2項に定めるインターチェンジ等の間で車種を変更したとき。 四 第49条に定めるインターチェンジ等の内側で転回したとき。 五 第52条に定める周回走行をしたとき。	(利用者からの申し出) 第54条 利用者は、次の各号に該当する通行をしたときは、料金徴収施設において、その旨を当社の係員に申し出なければなりません。 一 入口料金徴収施設又は単純支払方式の高速道路の料金徴収施設において、当社の事情により、E T Cシステムを利用して無線通信による通行ができなかった場合で、法第25条第1項の規定により当社が公告した高速道路の料金の割引制度の適用を受けようとするとき。ただし、第28条から第32条までに定める割引制度は除きます。 二 第45条に定めるインターチェンジ等の間で通行を中断し、又は開始したとき。 三 第46条第1項及び第2項に定めるインターチェンジ等の間で車種を変更したとき。 四 第49条に定めるインターチェンジ等の内側で転回したとき。 五 第52条に定める周回走行をしたとき。

六 進入したインターチェンジ等から退出するインターチェンジ等までの間に経路が複数ある場合で、最も短い経路の距離の2倍を超える経路を通行したとき。	六 進入したインターチェンジ等から退出するインターチェンジ等までの間に経路が複数ある場合で、最も短い経路の距離の2倍を超える経路を通行したとき。
(事後の修正申し出に対する免責) 第55条 当社は、領収書等が証する事項に対し過誤があることを利用者が証明できた場合、又は当社が保有する記録等により過誤であることが確認できた場合は、証明された事実に基づく料金と徴収した料金の差額を精算します。 2 利用者は、前項の払戻しを <u>その</u> 事由が発生した日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求できません。 3 払戻しの額は、実際に支払った額を限度とします。	(事後の修正申し出に対する免責) 第55条 当社は、領収書等が証する事項に対し過誤があることを利用者が証明できた場合、又は当社が保有する記録等により過誤であることが確認できた場合は、証明された事実に基づく料金と徴収した料金の差額を精算します。 2 利用者は、前項の払戻しを <u>その</u> 事由が発生した日の翌日から起算して1年を経過したときは、これを請求できません。 3 払戻しの額は、実際に支払った額を限度とします。
第56条(略)	第56条(略)
(通行する車両の撮影) 第57条 当社は、第27条に定める割引制度を適用すること及び第33条に定める不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として、料金 <u>徴収施設</u> 又は第9条第2項第2号に定める料金 <u>徴収施設</u> 以外の箇所に設置された「E T C」の表示があるE T C通信施設に画像撮影装置を設置した上で通行する車両を撮影し、その画像(車両登録番号及び利用者の容貌を含みます。)を利用することがあります。 2 当社は、E T Cシステム利用者に対し、通行記録(前項により撮影した画像を含みます。)に基づき、利用された経路が確認できた場合、利用された経路に応じた料金を請求する場合があります。ただし、この場合においても利用者は、第54条の申し出の責務を免れるものではありません。	(通行する車両の撮影) 第57条 当社は、第27条に定める割引制度を適用すること及び第33条に定める不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として、料金 <u>徴収施設</u> 又は第9条第2項第2号に定める料金 <u>徴収施設</u> 以外の箇所に設置された「E T C」の表示があるE T C通信施設に画像撮影装置を設置した上で通行する車両を撮影し、その画像(車両登録番号及び利用者の容貌を含みます。)を利用することがあります。 2 当社は、E T Cシステム利用者に対し、通行記録(前項により撮影した画像を含みます。)に基づき、利用された経路が確認できた場合、利用された経路に応じた料金を請求する場合があります。ただし、この場合においても利用者は、第54条の申し出の責務を免れるものではありません。
第58条～第59条(略)	第58条～第59条(略)
令和7年1月10日 西日本高速道路株式会社 改正：令和6年4月1日 改正：令和5年9月6日 改正：令和5年4月1日 改正：令和4年4月1日 改正：令和元年10月1日 改正：平成31年4月1日 改正：平成29年2月26日 改正：平成26年4月1日 改正：平成23年3月20日 改正：平成21年4月29日 改正：平成18年10月1日 改正：平成18年4月1日 改正：平成17年12月21日	令和7年1月9日 西日本高速道路株式会社 改正：令和7年1月10日 改正：令和6年4月1日 改正：令和5年9月6日 改正：令和5年4月1日 改正：令和4年4月1日 改正：令和元年10月1日 改正：平成31年4月1日 改正：平成29年2月26日 改正：平成26年4月1日 改正：平成23年3月20日 改正：平成21年4月29日 改正：平成18年10月1日 改正：平成18年4月1日 改正：平成17年12月21日